求職者等へのセクハラ防止に関する基本方針

社会福祉法人　大阪市西区社会福祉協議会

本会は、採用関連活動や採用試験の選考過程において接する求職者・内定者またはソーシャルワーク実習生（以下「求職者等」という。）の人格を尊重し、本会役職員による求職者等に対するハラスメントを一切禁止します。ハラスメントをした事実が認められた場合は本会規程及び関係法令に基づき、厳正に対処します。

＜求職者等と関わる際のルール＞

本会の役職員が求職者等と関わる際には、次のルールを遵守します。

・面談場所は本会事務所、本会会議室、大学施設に限定します。
・面談時間は日中に限ります。
・個別に面談する際は、１対１とならないよう、少なくとも２人以上の職員体制とします。
・本会からの連絡手段は、業務で使用する電話及びメール、公式ＳＮＳアカウントのみとし、採用活動に関係しない私的なやりとりを禁止します。
・役職員の個人的な電話やメール、ＳＮＳを利用して連絡することを禁止します。

＜相談窓口＞

求職者等が安心して就職活動等を行えるように、ハラスメント相談窓口を設置します。

相談窓口：大阪市西区社会福祉協議会　事務局長
TEL：06-6539-8075　　MAIL：nishishakyo@piano.ocn.ne.jp

なお、相談窓口においては、求職者等が安心して相談できるようプライバシーを保護するための必要な措置を講じています。